

## 物品売買契約条項

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。また、単価契約にあっては納入数量、納入期限等に関する指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「物品」という。）を、契約書及び仕様書等記載の納入期限までに納入し、発注者は、当該物品の契約代金（単価契約にあっては納入完了した実績数量に応じた代金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 この契約条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約条項及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務（以下「契約による権利義務」という。）を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

### (承諾を求める手続)

- 第3条 受注者は、前条ただし書の規定により、発注者の承諾を得ようとする場合は、契約による権利義務の譲渡若しくは承継に係る契約（当該契約の成立及び変更が発注者の承認を、約定による解除及び解約が発注者に対する当該契約

の両当事者の共同による届出を、それぞれの効力の停止条件とするものに限る。) を締結し、発注者が指定する申請書(当該契約の両当事者が署名又は記名押印の上、作成したものに限る。)に当該契約を証する書面の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者が死亡したときは契約による権利義務を相続した者、受注者が破産手続開始の決定により消滅したときはその破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

(特許権等の使用)

第3条の2 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(納入)

第4条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すことができる。
- 3 受注者は、発注者に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことはできない。

(検査及び引渡し)

第5条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとし、受注者が立ち会わないとときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。
- 3 発注者は、前項の検査に合格した物品は、その引渡しを受けるものとし、当該検査に不合格となった物品は、期間を定めてその物品を良品と交換させ、修補させ、又は改造させることができる。この場合において、受注者は、交換、修補又は改造の指示を受けたときは、自己の負担により速やかにこれを履行し、その納入が終了したときは、発注者にその旨を通知し、発注者の検査を受けなければならない。
- 4 発注者は、前項後段の規定による通知があったときは、当該通知のあった日

から10日以内に受注者の立ち合いを求めて検査を行うものとし、受注者が立ち会わないときは、受注者の立会いを得ずにこれを行うことができる。

(所有権の移転)

第6条 納入された物品の所有権は、検査に合格したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第7条 物品の引渡し前に生じた損害は受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任等)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が、種類又は品質に関して契約に適合しない物品を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 6 発注者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

（支払）

- 第9条 受注者は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の契約代金の支払を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。
  - 3 発注者は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
  - 4 受注者は、発注者の責めに期すべき事由により前項に規定する期間内に契約代金が支払われなかつたときは、当該契約代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅滞利息を請求することができる。

（納入期限の延長）

- 第10条 受注者は、災害その他の受注者の責めに帰することができない事由により納入期限までにその物品を納入することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。

- 2 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、納入遅延の事由、納入可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、発注者は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、発注者と受注者で協議の上、納入期限を延長するものとする。

(納入遅滞の場合における違約金等)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、発注者は、受注者に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、発注者の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約代金（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約代金相当額。以下本条において同じ。）の1,000分の1に相当する額とする。ただし、納入期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約代金額から控除した額とする。
- 3 第1項の違約金は、契約代金の支払時に契約代金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約代金額、その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに納入することができないとき又は納入の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み又は妨害したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。  
(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の物品の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) この契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条

の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があつたことを知つた日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを見めたとき。

3 発注者は、前2項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号いずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

4 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支

払わなければならない。

- 5 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。  
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条第1項各号又は第15条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第3項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第14条第1項又は第15条第1項若しくは第2項若しくは第3項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品を納入するまでの間は、第14条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第19条 受注者は、第12条の規定により仕様書等を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は第19条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条の規定によりこの契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、検査を行い、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を、第9条の規定により支払うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。
- (2) この契約の物品に契約不適合があるとき。
- (3) 第14条又は第15条の規定により、物品の引渡し後にこの契約が解除され

たとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第14条又は第15条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 物品の引渡し前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（受注者の損害賠償請求等）

第23条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（損害賠償の予定）

第24条 受注者は、第15条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。